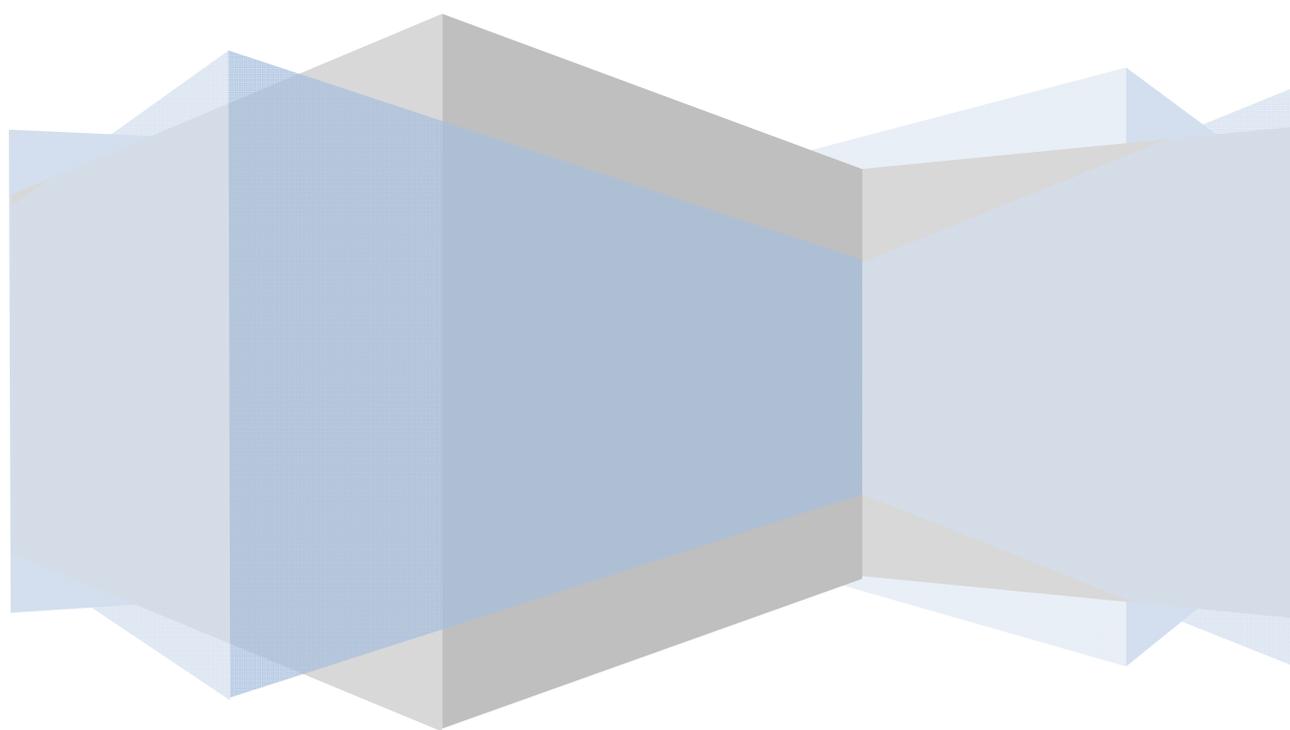


いじめ防止等のための基本的な方針



長野県辰野町立辰野中学校

目	次
一 いじめ防止等のための基本的な方針	1
1 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの	1
2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方	1
(1) いじめの未然防止	1
(2) いじめの早期発見	2
(3) いじめへの対処	2
(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携	2
3 いじめの認知といじめの背景	2
(1) いじめの認知	2
(2) いじめの背景と生徒の気持ち	3
① いじめの背景	3
② いじめの構造	3
③ いじめる生徒の気持ち	3
二 いじめの防止等のための取組み	4
1 「いじめの防止等のための組織」の位置づけ	4
(1) 構成員	4
(2) 役割	4
2 いじめ防止等の取組	4
(1) いじめの未然防止・早期発見の取組	4
① いじめの未然防止の取組	4
ア 授業づくりの視点から	4
イ 人間関係づくりの視点から	5
ウ 研修の視点から	5
エ 関係機関とのネットワークづくり	5
② いじめの早期発見の取組	5
ア 生徒の実態把握の視点から	5
イ 相談窓口の提示の視点から	6
ウ 学校の評価	6
(2) いじめが起きたときの対応	7
① いじめ対応マニュアルの充実の視点	7
② 支援・指導のポイント	7
(3) ネット上のいじめへの対応	7
(4) 関係機関と連携した取組	9
(5) 重大事態発生時の対応	10
① 報告	10
② 初期対応	10
③ 事実関係を明確にするための調査	10
④ 調査の実施	11
⑤ 自殺の背景調査における留意事項	11
⑥ 調査結果の提供及び報告	11
⑦ その他の留意事項	11

いじめ防止等のための基本的な方針

辰野町立辰野中学校

一 いじめ防止等のための基本的な方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号以下「法」）第十三条により、辰野中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

- (1) すべての生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努めます。
- (2) 生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努めます。
- (3) 生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、生徒の保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努めます。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた生徒の心情の安全を第一に、生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指します。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの定義は、法第2条において次のように規定されています。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。

- *冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- *他の生徒の前で一方向的に非難され、悪口を言われ馬鹿にされる。
- *仲間はずれ、集団による無視をされる。
- *軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- *金品をたかられる。
- *金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- *嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- *パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

本校では、いじめほどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。

(1) いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものです。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考えます。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせません。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行います。

- ・生徒に「いじめは絶対許されない」ことへの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や 道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する 能力の素地を養います。
- ・生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することが できる規律ある学習環境づくりに心がけます。
- ・いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進めます。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができます。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要です。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせません。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切に、複数の目で判断します。

いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることを大切にします。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とします。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図ります。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をします。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図ります。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせません。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で児童生徒と多くの大人が接するような取組を大切にします。いじめの問題への対応には、学校評議員、PTAや関係機関・団体との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築していきます。

3 いじめの認知といじめの背景

(1) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って、特定の教員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第 22 条に規定）を活用して複数の教員で行うことを原則とします。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやトラブルであっても軽視せず、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とします。また、いじめを受けた児童生徒や首位医の児童生徒に、いじめに気づいたり、相談したりする力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、心理的・精神的な被害に目を向けていきます。

《以下の点に配慮します。》

- ・本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、

行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりします。

- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導します。
- ・行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応します。
- ・いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがあります。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考えます。

(2) いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにします。いじめには多様な背景が考えられるが、ストレスを感じたり、外レスに適切に対処することができなかつたりする場合があることから、いじめてしまった背景や要因にも十分留意した適切な指導が必要です。

①いじめの背景

- ・直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。(地域社会)
- ・心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかたりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。(家庭)
- ・生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。(学校)

また、生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらあります。

②いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続されます。また、意識的かつ集行的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもあります。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいます。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っています。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせないと考えます。

③いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくありません。生徒の心にいじめの衝動を発生させる原因としては、

- ・過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする
 - ・集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識
 - ・ねたみや嫉妬感情
 - ・遊び感覚やふざけ意識
 - ・いじめの被害者となることへの回避感情
- などが挙げられます。

二 いじめの防止等のための取組

1 「いじめの防止等のための組織」の位置づけ

名称 辰野中学校いじめ防止委員会

(1) 構成員

校内委員 校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 各学年主任
養護教諭 教育相談係 事案関係担任（部活動顧問等）

外部委員 学校評議員，PTA会長，辰野町教育委員会，スクールカウンセラー

事務局長 生徒指導主事

(2) 役割

- 学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価を行います。
- 取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行います。
- 個別相談や相談窓口に寄せられた情報を集約し、定期的に会を招集し、情報分析と対応の検討を行います。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得るとともに、対応が困難な場合の体制を整えておきます。
- 外部委員には取組の概要と相談情報等の報告を行い、意見を計画に反映します。

2 いじめ防止等の取組

(1) いじめの未然防止・早期発見の取組

①いじめの未然防止の取組

生徒間のささいなトラブル（日常的な衝突）は人間関係づくりをする機会であり、社会化のプロセスとして大切であるが、いじめにつながる可能性を排除せず、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を築く力を育てるよう指導します。

ア 授業づくりの視点から

<規律ある授業・成就感・達成感のある授業>

- 三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を重視しながら、成就感・達成感のある「わかる授業」のあり方を考え、確実な学習内容の定着を心がけます。
- 「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての児童生徒が安心して学習できるようにします。
- 授業研究会を実施し、規律ある授業、「わかる授業」のあり方を研究していきます。

<道徳教育の充実>

- 毎月の指導計画（各学年で立案，検討）を立案し，実践につなげます。
- 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で，児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにします。
- 被害者やその保護者のみならず，加害者やその保護者もいかに辛い思いをするかを，「命の尊厳」と合わせ，生徒に訴えます。

<人権教育の視点に立った授業>

- 人権教育の視点に立って学習指導研究を推進し，他者の思いに共感する授業，自尊感情を高める授業，かかわり合い学び合いながらや表現力が高まる授業づくりについて研究を進めます。
- グループ学習等学習形態を多様に工夫し，学び合いの環境を整え，生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにします。
- 5月には辰野町人権擁護委員の方の講演を聞く学習会を実施します。また，11月には人権同和教育強調月間として各学年でテーマを決めて，人権について集中学習を実施します。

イ 人間関係づくりの視点から

〈互いを受容し、認め合う学級活動〉

- 学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにします。
- 学級合唱、学級レクなど生徒が気持ちを一つにして取り組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れます。
- 清掃・給食・当番活動等の平常活動や行事を通して、互いのよさを認め合う場を設けます。

〈交流体験活動の充実〉

- 災害ボランティア体験学習や職場体験学習、職場体験学習など交流体験活動を通して、自らの取組を振り返ったり、社会人の方から評価して頂いたりすることで、自己有用感を高められるようにします。
- 地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにします。

〈部活動での人間関係づくり〉

- 異年齢と一緒に活動を行う部活動も大切な人間関係づくりの場として捉え、生徒相互が目的に向かって努力するよう支援します。特に、指導者の指導が逆にいじめの助長につながらないように十分に配慮します。

ウ 研修の視点から

- 職員向けに、Q-Uの結果などを活用した生徒理解研修を行います。
- 参観日のPTA活動における子ども理解に関する研修などを通して、いじめの早期発見等に関する協力を得ます。
- 生徒・職員・保護者を対象とした情報モラルの発信や研修を行います。

エ 関係機関とのネットワークづくり

- 定期的に、相談機関、警察関係機関との連絡を取り合います。
辰野町ネットワーク会議 学校警察連絡会議 等

② いじめの早期発見の取組

ア 生徒の実態把握の視点から

〈アンケート調査の活用〉

- 学期ごとに、あるいは状況に応じて「いじめ防止アンケート」等を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、生徒との相談を行ったりします。

〈定期的な教育相談〉

- 学期に一回、教育相談の機会をとり、放課後に相談の時間を設定します。
- 4月の家庭訪問(1学年)、8月の3学年保護者懇談会、12月の保護者懇談会の際には、保護者と生徒から、人間関係で困っていることがないか、気になることはないかを聴き取ります。

〈Q-U(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の活用〉

- 1, 2学期にQ-U結果の分析と支援の方向を検討しながら、生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級経営や見守りが必要な生徒との面談に生かします。

〈日々のコミュニケーション〉

- 何気ない日常における会話，生活記録（あゆみ）の記述などを通して，生徒の気持ちの変化を把握したり，心に寄り添ったりします。
- 保健室での対話の中で，生徒が心のうちを語る場合もあります。保健室における生徒の言葉に耳を傾け，背景にある思いを受けとめるようにします。

＜生徒の観察＞

- 教師が生徒とともに過ごす時間を確保し，生徒の表情を観察したり，声がけをしたりします。
- 授業において，人間関係やコミュニケーション力などを要因として，友とのかかわりをもちにくい様子が見られたり，学習に気持ちが向かない場面が見られたりすることがあります。授業中の生徒の様子を丁寧に観察し支援します。

＜保護者との連携＞

- 校内相談窓口を設け保護者に周知します。
- 生徒について気になることがあった場合には，遠慮せずに学校に相談いただくよう，学校からの通信等を通して呼びかけます。

＜職員間の連絡＞

- からかいや悪ふざけであっても，いじめの可能性を発見したり情報を得たりした職員が，「いじめの防止等のための組織」をはじめ関係職員に対して直ちに報告することで，情報共有し，指導の方向を適切に判断できるようにします。また，そのための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておきます。
- 生徒指導委員会を定期的（基本的に月 3 回程度実施）に開催し，生徒に関する情報を共有，検討する場を設けます。その情報を職員会議・学年会ごとに共有し，生徒理解に努めます。

イ 相談窓口の提示の視点から

＜相談機関の掲示＞

- 年度当初，生徒，保護者向けに，相談機関を周知できるようにします。
- 相談機関一覧を校内に掲示します。

ウ 学校への評価

- 学校公開日（参観日）の折に，保護者にアンケートを行い，学校への意見・要望を集約します。
- 10月に学校評価に関するアンケートを生徒及び保護者に実施し，学校の取組に関して評価していただくとともに，意見も集約します。
- 8月，2月に学校評議員会を実施し，いじめ防止，発見，対応について評価していただくとともに，生徒の様子に関する感想，意見を集約し，学校運営の見直しを行い改善を図ります。

(2) いじめが起きたときの対応

①いじめ対応マニュアルの充実の視点

別表1 「いじめ未然防止，早期発見，早期対応に関する取組」の「いじめに対する対応」参照

②支援・指導のポイント

＜いじめの発見・通報を受けたときの対応＞

- いじめと疑われる行為を発見したり，いじめの通報を受けたりした場合には，一人で判断したり，抱え込んだりせず，必ず誰かに相談する。速やかに「辰野中学校いじめ防止委員会」に報告する。
- いじめを目撃したら，その場で阻止する。暴力を伴う時は，教師が暴力行為などを阻止するとともに，即時に他の教職員への連絡を近くにいる者に指示する。

- 関係職員，関係学年職員を含む「辰野中学校いじめ防止委員会」の職員が，分担して速やかに，関係生徒から事実と気持ちを正確に聴き取る。
- 聞き取りはできるかぎり，同時刻かつ個別に実施する。

〈いじめられた生徒へ支援〉

- 信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方)と連携し，寄り添える体制を作るとともに，安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。
- 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに，「必ず守り通す」ことを伝えたいので気持ちに寄り添った親身な支援をする。

〈いじめた生徒へ〉

- いじめを完全にやめさせたうえで，「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導する。
- 問題の解決を急ぐあまり，形式的に謝罪を促したりすることなく，自分自身の行為を振り返ったり，いじめられた児童生徒の心情を想像したりしながら，心に落ちるような指導を行う。
- 不満やストレス，背景を理解しつつ，その発散の仕方を考えさせる。
- いじめた生徒の背景にも目を向け，健全な人格の成長ができるようにする。
- 必要に応じて別室指導等の措置をとることもありえる。(学校教育法に準じて)
- 例えば好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合，軽い言葉で相手を傷つけたが，すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては，いじめという言葉を使わずに指導するなど，柔軟な対応による対処を行うことも可能とする。

〈いじめを見ていた生徒へ〉

- いじめを見ていた，知っていた生徒には自分の問題としてとらえさせ，誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- はやし立てたり，同調したりしていた生徒には，行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- 集団全体が「いじめを絶対になくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

〈保護者との連携〉

- いじめが発見された場合は，即日複数教員で関係生徒の家庭訪問をする。調査結果，事実の報告をする。学校との連絡方法についても話し合う。

(3) ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い，インターネットを介した誹謗・中傷，名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し，学校や教職員は自ら研修を行う等して，情報端末機器の特性を理解するように努めます。また，ネット上のいじめに対応するマニュアルも整備します。未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに，保護者に対しても啓発をします。

- 生徒間の情報に注意したり，県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして，ネット上のいじめの早期発見に努めます。
- 不適切な書き込み等については，被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処します。

ネット上のいじめへの対応

ネットいじめにはどのようなものがあるか

《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。



《メールでの「ネット上のいじめ」》

- 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずししたり、悪口や不適切な画像を送りあったりする。

ネットいじめの特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷の書き込みや、メールによる「ネット上のいじめ」が生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要があります。

【ネット上のいじめへの対応手順】

《「ネット上のいじめ」の発見／児童生徒、保護者等からの相談》
 学校では生徒の様子の変化を観察し、いじめの兆候を見逃さないように心がけるとともに、児童生徒や家庭からの相談がしやすいように相談窓口を周知しておく。

《対応チームの編成》

学校長を中心とする対応チームを編成し、指導方針や役割分担を確認する。

《事実確認と実態把握》

○ 被害生徒とその保護者の了解のもと、以下の確認をする。

- ① 証拠の保全、② 発見までの経緯、③ 投稿者の心当たり、④ 他の生徒の認知状況

◇書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多いため、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

《対応協議》

- 被害生徒と保護者の心情に配慮した対応が基本
- 外部との連携検討（教育委員会・警察・SC等）

《教育委員会への報告》

《外部機関との連携》

被害生徒、保護者への対応
 きめ細かなケア、守り通す

加害生徒
 の特定

《削除以来の必要性の検討》

- 依頼は被害生徒がするのが原則
- ※ 学校や教委からもできる場合あり

加害生徒、保護者への対応
 ○ 投稿を削除させる
 ○ 人権と犯罪の両面からの指

削除の確認

《継続的支援》

- 心のケアと関係修復

《全校生徒への対応》

- 全校集会・学年集会・学級指導
- 再発防止の観点重視

《削除依頼と削除の確認》

- (1) 掲示板等の管理者に削除依頼
 掲示板等のトップページから連絡方法（メール）の確認。「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認、削除依頼。
- (2) 掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼。
- (3) 警察や法務局・地方法務局に相談する
 削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

《相談窓口》

- 長野県警生活安全部生活環境課
 サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター
 (<http://www.ihaho.jp/>)
- 地方法務局「子どもの人権110番」
 0120-007-110
- 教学指導課心の支援室
 026-235-7436
- 辰野町教育委員会こども課
 0266-41-1681

(4) 関係機関と連携した取組

辰野中学校では、定期的に警察、児童相談所との情報交換を行っております。また、辰野町教育委員会主催の「辰野町ネットワーク会議」を定期的に行いながら、関係機関、各種団体の長に参集いただき連絡会を実施しています。また、必要に応じて、町関係機関（子ども課等）とも連携を図ります。

(5) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた児童生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応します。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ※ 「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。
 - ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定されます。
 - ※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

① 報告

重大事態が発生した場合は速やかに辰野町教育委員会に報告します。

② 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応します。

- (ア) 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図ります。
- (イ) 速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を立ち上げます。
- (ウ) 関係児童生徒、保護者へ迅速に連絡します。
- (エ) 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行います。

③ 事実関係を明確にするための調査

辰野町教育委員会の判断の下、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行います。

〈調査委員会の設置〉

当該重大事態に応じて、学校は辰野町教育委員会の判断の下、調査委員会を設置します。

〈組織の構成〉

「辰野中学校いじめ防止委員会」の構成員を母体とし、教育委員会の指示のもと外部有識者を加える。

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年主任 養護教諭 教育相談係主任 関係教職員 等
心理・福祉等に関する専門的知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）
その他の関係者（スクールサポーター、保健師、学校評議員、民生委員、弁護士、医師等）

④ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。その際、すすんで資料提供・調査協

力をするなど調査に全面的に協力します。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組めます。

〈いじめられた生徒からの聴き取り〉

- いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。
- いじめ行為を完全に止めるための継続指導とともに、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

〈いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合〉

- 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。
- 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。

⑤ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）（文科省）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施します。

⑥ 調査結果の提供及び報告

〈いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供〉

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明します。この情報提供にあたっては次のような配慮します。

- いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておきます。
- 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮します。
- 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとります。

〈調査結果の報告〉

調査結果は、辰野町教育委員会に報告。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えます。

⑦ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

別表1 辰野中学校 いじめ未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

